



第1条 対象

援農活動に参加する農家会員と援農会員を対象とする。

第2条 目的

会員の協力により、農業活性化と農地の維持管理に寄与することを目的とする。

第3条 農作業

- 1 農作業は、農家の要請・指導・管理に基づいて行う。
- 2 危険を伴う機械作業は行わない。
ただし、エンジン草刈り機、管理機（耕耘機を含む）、運搬車に於いては、講習会受講者で本人が了解した場合、安全・作業品質面において本人の責任のもと作業に従事することができる。
- 3 農作業以外の作業は行わない。

第4条 参加

- 1 援農活動の参加者は、すずしろ22の会員であること。
- 2 有償ボランティア方式の理解と定着に会員は努めること。

第5条 農作業の紹介

- 1 援農参加希望者は、参加希望日・交通手段など条件を窓口担当者に連絡する。
- 2 援農受入れ農家は、作業内容・必要人員を事前に窓口担当者に連絡する。
- 3 窓口担当者は、参加希望者と受入れ農家の要請を調整し、結果を双方に連絡する。
- 4 農家会員は、援農会員に対して必要な説明・教育・指導を実施する。
- 5 農家会員と援農会員の相互理解がすすみ両者が了解した場合、直接日程調整を実施することができることとする。謝礼条件は不変とする。

第6条 援農会員所有車両の運用管理

援農会員が自家用車両で作業に参加・移動する場合は、本人の責任下で運用するものとする。

第7条 農家会員所有車両の運転・同乗

車の運転・同乗・保険・道路交通法等に関する対応は、援農会員の同意のもと、農家会員の責任・管理下によりおこなわれるものとする。

第8条 謝礼

- 援農活動の謝礼は、会員間相互扶助精神にもとづいて受け渡されるものとする。
- 1 短時間の休憩、作業畑への移動などは作業時間を含む。昼休み時間は含まない。
 - 2 謝礼金の受け渡しは事務局が行う。
 - 3 農家は謝礼として作業1時間当たり540円を支払う。2022年1月以降は、謝礼金を570円とする。交通費などの費用は謝礼を含む。
 - 4 援農参加者への支払い謝礼金は、1時間当たり500円とする。
 - 5 事務局は継続的な会の運営を可能とするため、その差額40円を事務費として徴収する。
2022年1月以降は、事務費を70円とする。

第9条 損害の弁償

援農会員の作業過誤により農家に損害を与えた場合は、当日の当該者の謝礼金の範囲内で弁償することとして事務局が窓口となる。

第10条 事故への対応

援農活動中の事故は、参加者の自己責任とする。
会として、別途定める団体傷害保険に加入し、参加者の傷害事故に対応する。

第11条 雑則

援農活動で発生した苦情などは、当事者間で対応せず事務局が窓口となる。

2006年4月10日 援農規約の制定

2012年2月25日 援農規約を援農規程と名称変更、2013年2月23日総会にて追認

2016年2月21日 一部改定、第3条2項に文言追加、第5条事務局を窓口担当者に変更、第5条4 削除追加、第6条一部削除

2017年2月19日 第8条 会としても傷害保険に加入することに改定

2018年2月25日 総会にて第6条、第7条の追加 と以下条すれ、一部文言修正

2019年12月15日 臨時総会にて 第8条(謝礼)の一部改訂、一部文言修正

2024年6月30日 第3条2項に、管理機、運搬車の利用を追加